

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十七号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、県民税利子割、不動産取得税及び自動車税に関し、必要な規定の整理及び様式の改正を行った。
- 2 その他必要な規定の整理及び様式の改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日